

## 基準条例改正(平成29年3月改正)に関する荒川区 独自基準の解釈について

### 1 区独自基準の趣旨

#### (1) 区独自基準の基本的な考え方

介護保険制度は「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること」(介護保険法第1条)を目的としています。

平成29年3月の基準条例改正において地域密着型通所介護の指定基準を定めるに当たり、この介護保険制度の目的に沿って区独自基準を規定しました。

なお、この独自基準の趣旨は地域密着型通所介護以外の(介護予防)認知症対応型通所介護・(介護予防)小規模多機能型居宅介護・(介護予防)認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設・看護小規模多機能型居宅介護にも当てはまるものであることから、同様の規定を設けています。以下では、地域密着型通所介護を例に記載しますが、前記全サービスが対象となるものです。

#### (2) 区独自基準の内容

##### (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に対し、次に掲げることを行ってはならない。

ア 射幸心をそそるおそれのある遊技(以下「対象遊技」という。)を主として行わせること。

イ 対象遊技に依存するおそれを生じさせる疑似通貨を使用させること。

(設備及び備品等)

指定地域密着型通所介護事業所は、その名称、内装、外装、備品等を賭博又は風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に規定する営業をいう。以下同じ。)を思わせるものにしてはならない。

(広告)

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が次に掲げるものとしてはならない。

- (1) 虚偽又は誇大なもの
- (2) 賭博又は風俗営業を思わせるもの

虚偽若しくは誇大なものに対する部分は、国の厚生労働省令にて規定されています。そのため、基準条例においても規定致しますが、区独自基準ではありません。

## 2 用語の定義

(1) 基準条例

「荒川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成25年条例第6号)」及び「荒川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成25年条例第7号)」

(2) 風営法

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

(3) 風営法施行規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)

### 3 区独自基準の解釈基準

#### (1) 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に対し、次に掲げることを行ってはならない。

- ア 射幸心をそそるおそれのある遊技（以下「対象遊技」という。）を主として行わせること。
- イ 対象遊技に依存するおそれを生じさせる疑似通貨を使用させること。

#### (規制の目的)

利用者の射幸心をいたずらに煽り、ギャンブル依存に陥らせる等の影響を防止するとともに、日常生活を営むうえでの機能訓練等が十分な効果を発揮できるようにするほか、主に税及び保険料の公費により運営される介護保険制度として区民の理解が得られる介護保険サービスの提供となるようにすることを目的とします。

#### (解説)

「射幸心をそそるおそれのある遊技」とは

射幸心をそそるおそれのある遊技の例としては、風営法第2条第1項第4号又は同項第5号に規定される遊技設備による遊技が挙げられます。具体的な例は以下のとおりです。

ア<風営法第2条第1項第4号関係>

マージャン・パチンコ

イ<風営法第2条第1項第5号関係（風営法施行規則第3条）>

(ア) スロットマシン

(イ) テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除きます。）

(ウ) ルーレット台、トランプ及びトランプ台

「主として」とは

<地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護・(介護予防)

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の場合>

射幸心をそそるおそれがある遊技に充てる時間が利用者へのサービ

ス提供時間の半分を超える場合を言います。

<（介護予防）認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設の場合>

射幸心をそそるおそれがある遊技に充てる時間が利用者の機能訓練やリハビリテーション、レクリエーションの合計時間の半分を超える場合を言います。

「疑似通貨」とは

疑似通貨とは、物との交換手段としての機能を有するものであれば、紙幣や硬貨を模したもののだけでなく、マージャンで使用する点棒、チップ、カード等を含みます。

規制対象としない「疑似通貨」について

射幸心をそそることや対象遊技への依存性を強くするおそれのない疑似通貨は、規制対象となりません。規制対象とならない疑似通貨には、以下のいずれかに該当するものを指します。

- ( ) 事業所の職員等が作った工作物、表彰状又はオリンピックメダルを模した玩具など金銭的価値のないものとしか交換できない疑似通貨
- ( ) 「射幸心をそそるおそれがある遊技」だけでなく、自立度を高めるための機能訓練や施設内での手伝い等においても獲得及び利用ができるもので、そのことが当該事業所の運営規程や事業計画書等で確認できる疑似通貨

## (2) 設備及び備品等

指定地域密着型通所介護事業所は、その名称、内装、外装、備品等を賭博又は風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号又は第5号に規定する営業をいう。以下同じ。）を思わせるものにしてはならない。

### (規制の目的)

事業所の名称、内装、外装、備品等を規制することで、射幸心をそそるおそれのある遊技を主として行わせること等を防止するほか、主に税及び保険料の公費により運営される介護保険制度として区民の理解が得られる介護保険サービスの提供となるようにすることを目的とします。

### (解説)

賭博又は風俗営業を思わせるものとは

賭博又は風俗営業を思わせる具体的な例としては、カジノ施設、パチンコ店、スロット店、マーチャン店、ゲームセンター等の営業を思わせるもののことです。その事業所の名称、内装、外装、備品等を総合的に判断するため、例えばゲーム機が事業所に1つあることだけを以って本条項に抵触する訳ではありません。

「名称、内装、外装、備品等」とは

ア 名称とは、事業所の名称のことです。

イ 内装とは、事業所の壁、床、天井、建具の設備や装飾で、事業所の内部の見える部分です。

ウ 外装とは、外壁、屋根、看板等の事業所の外から見える部分です。

エ 備品とは、決まった場所に備え付けてある物品のことです。

オ その他、スクリーンやモニターに映し出されたもの等のことです。

### ( 3 ) 広告

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が次に掲げるものとしてはない。

- ( 1 ) 虚偽又は誇大なもの
- ( 2 ) 賭博又は風俗営業を思わせるもの

#### ( 規制の目的 )

賭博又は風俗営業を思わせる広告を規制することで、射幸心をそそるおそれのある遊技を主として行わせること等を防止するほか、主に税及び保険料の公費により運営される介護保険制度として区民の理解が得られる介護保険サービスの提供となるようにすることを目的とします。

#### ( 解説 )

広告の内容が、言葉、文章、イラスト、写真等によって、賭博や風俗営業を行っていると思わせるものである場合が対象となります。